

中国刑法における「管制」制度

鄭
澤
善

目次

- 一、はじめに
- 二、「管制」制度の由来
- 三、「管制」制度の特徴
- 四、「管制」制度が適用された社会構造
- 五、「管制」制度の問題点
- 六、結びにかえて

一、はじめに

刑罰は、犯罪という害悪に対抗する手段であると同時に、それ自体害悪の性質を帯びている。^① 衆知のごとく、刑罰については、その本質、正当性をめぐり、これを、犯された罪悪に対する応報とする応報主義と、将来犯罪防止の手段を考える目的主義（その発展的なものとして教育刑論）との厳しい理念的対立がある。

刑罰の本質を応報とみる学説は、歴史的には古い沿革を有する。これに反して、刑罰の本質を教育とみる学説は、応報刑論に対する反動の形式を採り、目的刑論を醇化したものとして時間的契機においては新しい。^② 確かに応報刑論は、刑罰をもって悪と解せざるを得ないが、悪と解するがゆえにこそ、刑罰は最小限度に抑えとどめられるべきである、との要請が生じてくる。これに反して、教育刑論は、刑罰を善とは解しないまでも、犯人を善導して社会に復帰せしめる手段であるとする。社会防衛の必要は、応報として是認できる枠内の苦痛を伴う措置の限度で是認されるが、その枠内では、刑罰を単なる苦痛に止めることなく、犯罪者の改善、更生（社会復帰）を促進することを目的として、犯罪科学の成果をとりいれつつ、その改良・向上をはからねばならない^③であろう。

刑罰を支える理念が、今世紀に入って大きく変動しつつあることは、既に多くの学者によって書かれたところである。そしてその動きが、刑罰の人道化と受刑者の再社会化を二つの焦点とすることも事実である。この要請に答え、殊に自由刑の目的が受刑者の再社会化であると考えるとき、そこには当然、処遇の個別化、多様化の要請が生じてくる。近年来、自由刑処遇の一態様として、開放処遇が論じられ、それが国際的に取り上げられ世界的に拡大されようとしているのも、その端的な現れと見ることができる。^④ これまでの伝統的な閉鎖施設処遇も、多くの点で改良が重ねられ著しく向上してはいるが、やはり高い塀と冷たい鉄格子の中での他律的な生活は、自律心の萎縮、意思力の喪失、不快、単調、孤独、禁欲等、およそ社会復帰力の養成という行刑目的とは正反対の方向に受刑者を追い込む要因を多

く持つことをどうしても否定できない。だが、刑罰が人道的であるべきであり、再社会化をその目的とするものであれば、可能な限りかかる事態を避けるべきであろう。

中国での刑罰は、死刑という生命刑を極刑として、管制、拘役、懲役四種類の主刑と罰金、政治的権利の剥奪、財産の没収を附加刑として規定している。主刑の中での管制制度は中国独特の制度で、これは人民法院の判決によって、犯罪者に対してこれを拘禁せずに一定の自由を制限することで、公安機関の監督と人民大衆の監視の下に、犯罪者に対して矯正を行なう刑罰の一種である。短期自由刑の弊害を回避するためにも、身柄不拘束の有効な刑罰手段の探究は、近代刑法に共通する課題である。現行中国刑法中、この刑種が適用されるのは、社会の管理秩序に反する罪や財産犯罪など一八カ条に規定された犯罪にすぎず、いろんな問題点を抱えているのも否定できないことではあるが、犯罪者の再社会化の視点から見れば、示唆的な制度であろう。

二、「管制」制度の由来

中国革命は、新民主主義革命段階と社会主義革命段階という二つの発展段階を経てきた。新民主主義革命段階におけるすべての課題は、帝國主義、封建主義及び官僚主義による統治を打倒することである。この目的を果たすために、中国の具体的な情況に基づき、一九二七年から国内のいくつかの地域に革命根拠地を築き、武装割拠を施行した。各革命根拠地では、人民民主主義政権を建立し革命的法制を施行し、革命戦争を効果的に支援した。革命戦争の勝利に伴い、根拠地も次第に拡大され、ついに、一九四九年一〇月一日、全国的政権を奪取し、中華人民共和国を成立させたのである。

このように、一九二七年から一九四九年までの二二年間、中国には二つの政権——すなわち、国民党が指導する南

京政権と中国共産党が指導する革命根拠地の新民主主義政権が存在したのである。従って、二種類の法制——すなわち、地主と官僚ブルジョアの利益を代表する半植民地・半封建的法制と広範な民衆の利益を代表する革命的法制——が存在したのである。この革命的法律制度は、二三年の歴史において、創成期（一九二七—一九三七年、即ち第二次国内革命戦争期）、形成期（一九三七—一九四五年、即ち抗日戦争期）、発展期（一九四五—一九四九年、即ち人民解放戦争期）という三つの段階を経ている。⁸⁾

中国の刑事立法も、新民主主義革命段階と社会主義革命段階の発展に伴い、次第に発展し、完備されてきたのである。新民主主義革命段階において、中国共産党が指導する革命根拠地の人民民主政権は、革命情勢の発展に伴い、相次いで一連の刑事法規を制定したのである。

一九三四年、中央ソビエト区政府が「中華ソビエト共和国反革命処罰条例」を公布したのであるが、これは民主革命時期における最初の比較的完備された単行刑事法規である。

抗日戦争期には、革命根拠地の各政府は相次いで多くの条例を制定したのである。一九三四年の陝甘寧辺区「抗日戦争時期漢奸処罰条例」（草案）・「抗戦期盜賊処罰条例」（草案）、一九四一年の晋冀魯豫辺区「麻葉処罰暫定条例」、一九四三年の晋冀魯豫辺区「婚姻妨害処罰暫定条例」等がそれである。⁹⁾この時期においては、漢奸・スパイとの闘争だけを刑事立法の主な内容にただけではなく、公共の安全に対する危害、管理秩序への妨害、公私の財産・物件の侵犯、人身権利の侵犯、婚姻・家庭関係の妨害等々と闘う刑事立法も非常に重視されたのである。

抗日戦争期における刑罰の種類は、統一した規定はなかったが、各辺区政府が刑事条例の中で、当時当地の具体的な情況に基づいて、何種類かを規定したのである。主な刑罰規定は死刑、懲役、拘役（勞役・苦役）、罰金、財産の没収、公民権の剥奪であった。これ以外に、管束、訓戒、教育釈放、辺区外への追放も刑罰の種類として適用された

のである。管束は「淮海区司法案件審理方法修正に關しての臨時規定」によって、当時の戦争環境に適應するために、主刑の一種として規定され、死刑、懲役、拘役、罰金の後に排列して、管束の期限は「一年以下、一日以上」になっていた¹⁰⁾のである。

「管束」とは身柄は拘束されずに、大衆の監督の下で、ある程度の自由は制限されるが、教育と改造を通じて犯罪者を更生させる発想から適用された刑罰であったのである。これが革命根拠地においての最初の「管制」の例である。

解放戦争において、各解放区ではいくつかの刑事法規が公布された。一九四八年、晋冀鲁豫边区では、「土地改革破壊処罰暫定条例」が公布され、一九四七年から一九四九年にかけて、東北解放区・蘇北解放区・晋冀鲁豫边区では、それぞれ「汚職処罰暫定条例」が公布されたのである。それらの規定によれば、すべての機関・団体・工場・学校・公私合作社及びその他の政府の指導乃至は運営指導を受ける公営あるいは公益事業の一切の人員が、大衆の土地改革闘争の成果を侵害・窃取したり、公共物質・供出穀物・公共財産等を横領ないし横流した場合、すべて汚職として処罰されたのである¹¹⁾。この時期の刑事立法は、実践面においてだけでなく、理論面においても発展を遂げている。

一九四九年、華北人民政府により公布された「重大訴訟事件量刑基準に關する通報」では、犯罪の定義と刑罰の目的等の問題について詳しく論述されていたのである。「新民主主義国家及び国家の制定する法律秩序に危害を与えるもの、あるいは個人の權益に危害を与え社会に對して大きな影響を与えるものすべてを、犯罪とする」、「犯罪の処罰は、国家・社会・人民の利益に危害を及ぼした程度が深刻であるかどうか、という点を刑を科す基準とする」、「犯罪の処罰は、報復や人格を傷つけること、身体的苦痛を与えることを目的とするのではなく、教育・改造をその目的とする¹²⁾」と指摘したのである。「即決犯及び未決犯を整理するための訓令」では、各種の具体的犯罪における社会的危険性の大小に基づいて、重きに從って、または軽きに從って処罰するという原則を、具体的に規定しており、更に、

減刑¹³⁾・仮釈放に対しても具体的に規定したのである。

この時期の刑罰種類も統一した規定はなかったが、各地の状況を総括してみると、やはり死刑、懲役、拘役或いは労役、管制、罰金、公民権の剥奪、財産の没収で、このほかに「教育釈放」も適用されたのである。そして、「警告」、「記過」、「公職追放」等行政処分も法定によって命じられ刑罰と併せて執行されたのである。

この時期の刑罰種類の中で特に注目すべき刑罰種類は「管制」で、主刑の一種として罰金の前に位置づけ、定着したことである。管制は主に反動階級のメンバー及び反革命分子に適用されたのであるが、これは当時の歴史条件下の産物で、革命人民が反動分子との長期間にわたる闘争の中で次第に形成された、独裁措置且つ刑罰手段の一種だったのである。¹⁴⁾

革命根拠地が築かれてから、各地の人民政府は一部の反動分子を大衆の監督下で改造させたが、これがいわゆる「管束」だったのである。解放戦争の後期に入ってから、いままでの実践経験を総括して、かかる処罰措置を正式に「管制」と命名したのである。一九四八年一月一日、「中国共産党中央委員会軍事管制問題についての指示」によれば、「国民党、三青团、民社党、青年党及び南京政府系統下の総ての反動党派、団体を解散し、反動証拠書類を没収して、各級責任者は登録し、登録された中での少数の反動分子に対しては管制を執行する（毎日或いは毎週必ず指定された機関に自分の行動を報告すること）」と規定したのである。

当時の「管制」は一部の反革命分子に対して、政府に登録させるが身柄は拘束せず、政法機関の指導の下で、一定期間内において当地の政府及び大衆に監督させ、改造させたことであった。管制期間内での政治権利は剥奪されるが、自由はある程度制限され、政府の法令・各管制規則を守ること及び積極的に改造することが義務づけられた。改造の程度により、管制は解除されるか延長されるかで、もしその期間内で新しい罪を犯した場合は、即時に逮捕して裁判

されることになっていたのである。¹⁵

「管制」制度が適用されたのは、まずは当時の社会情勢の要請が緊迫したからである。その時期は全国的に革命勝利が収まる前夜で、多数の反動階級及び反革命分子を全面的に処理しなければならぬ時期であった。かかる歴史的任務を徹底的に完成するためには、当時の整備されていない政法機関だけでは不十分であった。大衆路線を歩かなければならない社会的要請がこれで、広範なる人民大衆に一部の反動分子を監督改造させたのもこのためであった。こうした情況下で、抑圧と寛大の結合した政策の下で、多数の反動分子に対して罪の重さによって、分類して多様な処罰方法を取るのが中国共産党の一貫した方針であり、その効果を狙ったものに他ならない。一部の、罪の重くて必ず処罰しなければならぬ者に対しては、即時に逮捕して処罰したが、罪がそれほど重くもないそして悔い改め、手柄を立てた者は刑事処罰が免除されたのである。つまり、犯罪により、刑事処罰が免除されるほど軽くもない、それに悔い改める兆しも見えない者に対しては、「管制」が適用されたわけである。かかる処罰は、即時に逮捕された重犯に比べれば確かに寛大であるが、刑事処罰が免除された者に比べるともう一つ重い刑罰の手段でもあった。

この時期に「管制」制度の実施が可能だったのは、解放区の拡大と安定それに人民大衆の政治覚悟及び組織力が向上されたからである。即ち、当時の解放区の人民大衆が、反革命分子を管制する任務を担わされる能力が具備されたからである。「管制」制度の実施によって、敵の陣営は分裂され、多数の、逮捕して処罰しなくても教育できる反動分子は、大衆の威力で改造させた事実がこの制度の有効性を裏つけたのである。それと同時に、この制度の実施が、大衆の政治的覚悟の向上にも大きな役割を果たしたのみならず、政法機関が悪劣な反動分子の打撃に、主な精力を集ませる条件づくりをしたのである。

一九四九年の中華人民共和国の成立は、中国が社会主義革命と社会主義建設という歴史的な新時期に入り、社会主

義法建設の新しい段階が始まったことを象徴している。新中国が生まれてから、人民法廷は裁判実践の中で「管制」制度を続けて適用してきたのである。特に建国初期の反革命鎮圧運動の中で、この制度が大きな役割を果たしたのは事実である。中華人民共和国の成立当初、旧社会から取り残された多数の歴史反革命分子を処理しなければならなかったのであるが、その一部は悔い改める行動は見えないが、現時点での反革命活動もない、一定程度の処罰を与えるのが当然ではあるが、罪の重さから見れば逮捕して処罰までには達していない実情だったのである。そこで、革命根拠地での有効だった「管制」制度が正式に適用され始めたわけである。

刑事立法の面から見れば、一九五二年四月二一日に公布された「中華人民共和国汚職処罰条例」の中で、この制度がはじめて全国規模での刑事法に定着したのである。¹⁸この条例の中で管制は主刑の一種になり、適用範囲は数的にそれほど多くない汚職罪、贈賄罪、贈収賄斡旋罪、非国家工作人員の国家財物横領、窃盜、詐取罪、私腹のための国家經濟情報の買収、窃盜罪及び公共財産侵犯犯罪等で、管制の期間は一年から二年だったのである。同年七月一七日公安部より公布された「反革命分子管制に関する暫定方法」では、管制の対象、内容、期限及び監督実施等が詳しく規定されたのである。

こうした規定での管制の適用範囲は、罪の重さから見て即刻逮捕して処罰するにいたっていない歴史反革命分子¹⁹で、管制される者は政治権利が剥奪され、管制期間は三年以下になっていたのである。管制適用の許可権は人民法廷の判決以外は、県、市以上の公安機関で、当時の管制は人民法廷が適用した刑罰の一種でもあり、公安機関が適用した行政処分でもあった。

一九五六年までに中国政府は、農業、手工業、資本主義商工業の分野において、社会主義改造を基本的に完成した。特に、一九五五年の反革命分子肅清運動の偉大な勝利を通じて、反革命残存勢力は弱くなり、人民民主独裁は更に強

固なものとなり、社会全体の秩序は一層安定したのである。かかる新しい情勢の下で、中華人民共和国全国人民代表大会常務委員会は、一九五六年一月一六日「反革命分子の管制はすべて人民法院の判決による」という決定を採択した。その決定の中で「今後反革命分子及びその他の犯罪分子に対しての管制は、すべて人民法院の判決にしたがって公安機関によって執行すること」と規定したのである。この規定によって、いままでの管制が刑罰の一種でもあり、行政処分的一种でもあった二重性質が変えられ、管制は刑罰の一種としてのみ適用され、反革命分子以外の犯罪にも適用しうると明示されたわけである。こうしたことから管制は反革命分子に適用される以外に、窃盗、詐欺、無頼罪⁽¹⁾等普通の刑事犯罪への適用が定着したのである。

三、「管制」制度の特徴

中国の刑法は管制について次のように規定している。「管制的期限は、三カ月以上二年以下とする。管制は人民法院が判決し、公安機関が執行する〔三三三條〕。管制の判決を下された犯罪分子は、執行期間において、以下に列記する規定を守らなければならない…(1)法律・法令を守り、大衆の監督に服従し、集団生産労働或いは活動に積極的に参加する…(2)執行機関に対し定期的に自己の活動状況を報告する…(3)転居或いは〔他地への〕外出は執行機関に報告し承認を得なければならない。管制の判決を下された犯罪分子は、労働について同一労働同一報酬とするべきである〔三四四條〕。管制の判決を下された犯罪分子は、管制期間満了の時は、執行機関が直ちに本人と関係する大衆に対して管制の解除を宣布するべきである〔三五五條〕。管制の刑期は、判決執行の日から計算する…判決執行以前に拘禁が先行した時には、拘禁一日を刑期二日に換算する〔三五六條〕」⁽²⁾

上述の刑法規定から以下のような特徴が見られる…まずは犯罪者が拘禁されないことで、これが管制制度がほかの

拘役や懲役と違う一番重要なポイントである。管制に処せられた犯罪者は、一部の自由は制限されるものの、自由が完全に剥奪されるわけではなく、もとの仕事場と居住地で働き、生活することが許されるのである。管制される前に国家公職²³についての場合、公職から追放はされないが、もとの勤め先には適当ではないと判断された場合は、適当な勤め先に強制転勤させられることになる。しかし、「労働においては同一労働同一報酬」が認められるのである。管制された者は勤め先・仕事場から離れることなく、家庭と分離されないで元の生活環境が維持できるのである。もちろん、法律の規定によって一定の制限はあるが、その他の行動は基本的には自由なのである。管制制度のこのような特徴が、軽犯罪或いは拘束しなくても改造させられる犯罪に適用されたわけである。中国刑法の各論には次のように具体的に規定している。管制制度の適用範囲は、罪が割合軽い反革命罪、窃盗罪、詐欺罪、社会秩序攪乱罪、無頼罪、国家勤務要員を詐称し虚偽を申し立て財物の騙取罪、賭博罪、女性強迫売春罪、密かに国境越え罪、虚待罪等である。

次は公安機関及び大衆の監督下での労働改造することで、これは管制制度の本質的な特徴とも言えることであろう。これは拘役、懲役とのもう一つの区別点でもある。「反革命分子管制に関する暫定方法」第一条の規定によれば、「管制の目的は、政府の管制及び大衆の監督のもとで、反革命分子に一定程度の懲罰を与え、思想教育を行わせて新しい人間に改造させることである。」そこで問題になるのが公安機関及び大衆の監督下で、具体的にはどのような改造させるかである。

中国の刑法には、管制は「公安機関によって執行する」(刑法第三十三条の二)と規定されている。公安機関は人民法院の判決に基づき、管制される犯罪分子の元の勤め先及び居住地の関係者に、管制される犯罪分子の罪の内容、管制期間、政治権利剥奪の有無及び犯罪分子が管制期間内で守るべき規定などを公表するわけである。現行刑法での犯罪分子が管制執行期間において守るべき規定は、「イ、法律・法令を守ること、大衆の監督に服従すること、積極的

に生産労働に参加すること・口、定期的に執行機関に自分の活動状況を報告すること・ハ、転居あるいは外出する時は執行機関の許可を得ること〔刑法第三四条の一〕である。つまり、犯罪分子の生産労働、日常活動を公安機関の管束と大衆の監督下で、公安機関の管束と大衆の監督を通じて、犯罪者を教育、改造させることがこの制度の特徴であって、まさに、「管制」——この独特な刑罰の執行方法の威力がここにありともいえるであろう。

管制制度のもう一つの特徴は人民法院の判決によることである。中華人民共和国成立当初、管制は人民法院の判決だけで執行されたものではなかったのである。当時の「反革命分子管制に関する暫定方法」第一条の規定では、「反革命分子管制に対する許可権は、法定判決以外に、県、市以上の公安機関にもある。」この規定により、当時の管制適用の許可権は人民法院だけでなく、公安機関にもあったことである。地主に対する管制は、「農民協会により提出された名簿と管制期間に基づき、郷人民代表大会の審議を得て、県人民政府が許可する。」これは建国当初の法整備が整っていないことと、反革命分子などを改造させる任務が甚だ困難だったことと、人民法院だけでは間に合わないことに由来したことである。故に当時の管制は、行政処分あるいは行政措置の一環として、公安機関及び人民政府の許可でも執行されたことである。言い換えれば、公安機関の許可あるいは決定によって適用された管制、そして郷の農民協会により提出され、県人民政府の許可で適用された管制は、行政処分あるいは行政措置であって、刑罰の方法の一種だったとは言えないであろう。

人民法院が法律に基づいて処する管制こそ刑罰の一種で、刑罰以外に行政処分としても適用された時代では、人権侵害が免れえなかったことも否定できない歴史的事実だったのである。特に、十年も続いた中国現代歴史の中で大きな人為的災難——文化大革命²⁹においては、公安機関だけでなく、工作组、生産隊駐在幹部あるいは上級指導者個人でさえ、勝手に公民に対して管制することが出来たわけで、人権侵害の深刻さは至り極まったのである。現行刑法

の「管制は人民法院の判決に基づく」（刑法第三三条の二）という特別規定も、かかる人権侵害を防ぐために規定したのである。故に人民法院以外の機関（検察、公安）、団体、個人は管制を決定する権限はなく、もし刑法の規定に違反して、不法に他人を管制するなら、これは犯罪で、刑法第一四四条の規定に基づき三年以下の懲役あるいは拘役に処せられることになる。「人治」の国だった中国がやっと「法治」の道を歩き始めたといえることでもあろう。

中国の現行刑法の管制制度は、解放前の革命根据地での刑事立法及び司法実践の中での、管制規定から発展して来たのであるが、現行管制制度は昔の管制制度とはいくつかの点で違うのである。まずは管制適用の対象が違ふことで、刑法各論の規定によれば、管制は敵対性質の犯罪に適用されることだけでなく、普通の犯罪にも適用されることである。刑法第九九条の「封建迷信組織あるいは会道門を利用して、反革命的活動を行ない、……情状が比較的軽いものは」管制に処することができることは、敵対性質の犯罪であるが、一八三条の「扶養義務を負いながら扶養を拒絶した」遺棄罪での管制は、普通犯罪への適用である。

一九八〇年、刑法が公布される前までの諸刑事立法規定の中での管制は、一九五二年に公布された「中華人民共和国汚職処罰条例」の中での情状が軽い汚職、即ち一般犯罪にも管制制度が適用される以外、その他の管制が適用される犯罪対象のすべてが、敵対性質の犯罪だったのである。最高人民法院は一九六〇年の回答及び一九六四年の通知の中で、「管制適用対象は、罪の重くない反革命分子、悪質分子、監督労働改造の中での消極分子、幾度諭しても改めない地主、富農、反革命分子、悪質分子及びその他の罪を犯したが情状が軽い者。」ということを繰り返して強調したのである。

次は、附加刑である政治権利剥奪の規定が昔の規定と違ふことである。現行刑法での管制は、附加刑としての政治権利の剥奪が、当然として伴うことではないのが特徴である。刑法第五二条の規定によれば、反革命分子に管制が適

用されるときは、附加刑としての政治権利の剥奪は伴うべきであるが、重大に社会秩序を破壊した犯罪分子に管制が適用された場合は、情状により、附加刑として政治権利の剥奪を適用してもいいし、適用しなくてもいいと規定している。その他の犯罪に管制が適用される場合は、附加刑としての政治権利の剥奪は伴わないのである。昔の刑事立法での管制制度は、政治権利の剥奪は欠かせない附加刑として位置づけられたのである。例えば、一九五二年に公布された「反革命分子管制に関する暫定方法」第四条では、「管制される犯罪分子に対しては、以下のような政治権利を剥奪すべきである……。」と規定しており、同年公布された「中央節約検査委員会の汚職、浪費の処罰及び官僚主義錯誤を克服するに関する若干規定」では、「機関の管制処分を受けた者は、……管制される期間においては、職位とは関係なしに、その政治権利は剥奪すべきである。」と規定したのである。これはその時までの管制は、敵対性質の犯罪にのみ適用させようとする、刑事立法の発想と密接な関係があったことであろう。

もう一つは管制期限の長さが昔と違うことである。現行刑法では「管制の期限は、三カ月以上二年以下である。」〔刑法第三三条の一〕数罪併罰の管制期限も「最高三年を超えることができない。」〔刑法第六四条〕と規定している。これに比べて一九五二年の「反革命分子管制に関する暫定規定」では、「管制の期限は三年以下に限定するが、必要な場合はこれを延長することができる。」と規定していたのである。ここでは管制期限の下限規定がなく、司法実践の中での刑期は、最低が一カ月、最高は三年という上限の上で延長されることもしばしばだったのである。上述の暫定方法の第七条では、「管制に処せられた者が、管制期間において管制規定に違反したり、続けて反革命活動を行なった場合、情状により管制期限を延長することができる。」と規定したのである。法無主義が横行した十年文化大革命の間では、「管制分子」の多くの管制期限が、無期限な管制になったことも歴史的な悲劇であろう。

そして刑期の換算も昔と違うことである。現行刑法では「管制の刑期は、判決執行の日から計算する…判決執行以

前に拘禁が先行したときは、拘禁一日を刑期二日に換算する。」〔刑法第三六条〕と規定している。これは拘禁は自由の剝奪であるが、管制は一定の自由を制限するからである。これに比べて昔の規定では、判決執行以前の拘禁一日及び勾留一日を、管制一日と換算したのである。

それに、解除手続きが昔に比べて違うことも特徴の一つである。現行刑法では「管制の判決を下された犯罪分子は、管制期間満了の時は、執行機関が直ちに本人と関係する大衆に対して管制の解除を宣布すべきである。」〔刑法第三五条〕と規定している。これに比べて昔の規定では、管制期間が満了して管制を解除する際には、一定の手続が必ず必要だったのである。即ち、農村では人民公社管理委員会〔郷人民委員会〕より提出され、大衆の討論と意見提出に基づいて、県〔市〕公安機関の審査許可が必要だったのである。大都市部では派出所より提出され、大衆の討論及び意見提出に基づき、公安分局の審査許可を得て、許可機関より管制解除通知が下され、適当な大衆大会で宣布するわけである。機関、企業、学校での管制機関満了に伴い、管制解除が必要な場合は、管制分子所在の機関、企業、学校の保衛処〔科〕³⁶より提出され、所在党委員会及び主管公安機関の審査許可を得て、公安機関より解除通知書が下され、所在保衛処〔科〕が大衆に宣布することになっていたのである。

四、「管制」制度が適用された社会構造

管制——この中国独特な刑罰制度を検討する際、まず見逃すことのできないのが中国の社会システムである。新中国が誕生してからいままで、基本的な社会システムは変わっていないが、一九七八年の「改革開放」³⁹政策を導入して以来、少しずつではあるが変わって来たのも事実である。

中国の社会システムは、国家権力によって政治統制が完璧に実現され、政治原理に基づいて徹底的に構成、固定さ

れた「単位」^④社会である。中国社会は、国家権力がすべての分野に介入し、統制する「政治社会」^④だと位置付けても過言ではない社会である。「政治社会」においての生産手段は公有制で、公有制は更に「全人民所有制」と「集団所有制」とに分けられ、前者がもっとも基本的な所有制で、国民経済に重要な意義を持つ生産手段のすべてが全人民所有になるわけである。ところが、「政治社会」における全人民所有制は全社会の共有制ではなく、全人民の代表とされる国家による所有制である。そして、公有制のもう一つの形態は集団所有制であるが、理論的には、全人民所有制の場合は、全国人民がその主体とされるに對して、集団所有制の場合は、当該経済組織に属する人々だけが所有の主体になるわけである。けれども、事實上、両者の主な違いは投資、管理する国家機関が中央政府か地方政府かによらず、国家権力がその所有の主体である点においては両者とも同じである。故に、集団所有制も国家所有制の一種にすぎないということである。

「政治社会」における国家所有制の最も大きな特徴は、個人や私的組織が主体になって生産手段との接近、結合することが完全に否定、遮断され、生産手段のすべてが国家権力の傘下に納まることである。経済に對する国家権力の全面的介入、統制は所有制だけに留まることなく、計画経済という经济管理体制をもって具体化されるのである。計画経済という经济管理体制の下では、社会経済生活のすべて——生産、流通、交換、分配、消費等経済過程が、直接的あるいは間接的に国家権力の計画、統制の対象になるわけである。^④

「政治社会」での市民個人は経済の主体にはなれず、あくまでも国家権力を媒介として経済活動に受動的に参与することしかできないのである。そして、市民社会も経済とは完全に分離された觀念上の存在にならざるを得ないのである。市民個人と社会経済との関連形態には二つの種類があって、一つは「商品糧戸籍」に属する場合であり、もう一つは「農業糧戸籍」に属する場合である。「政治社会」での戸籍制度は、単なる戸籍管理という行政管理上の意義

だけではなく、経済との関連及び政治的地位にも大きな意義を有することになるのである。

「商品糧戸籍」というのは、かかる戸籍に属する人々は自ら農業を営む必要がなく、食糧など基本生活品が国から購入券、配給券等によって定期的に配給される戸籍である。この戸籍に属する人々は経済生活も完全に国家権力の統制下に置かれて、生活用品の量、いつ、どこで、どんな価格で配給されるかは個人の實際必要に基づくことではなく、国家権力によって一律的に決められるのである。それに、生活用品などが無料で配給されるわけではなく、給料をもつて購入しなければならぬが、給料も所属する企業等の経営状況とは関係なく国より一律的に決められるのである。更に、「商品糧戸籍」に属することは、都市人口となるばかりでなく、国家機関や国営企業等の正式構成員になる前提条件でもあって、経済的にはより国有財産に近いように見える。⁽⁴⁾しかし、このことは彼らが国家財産、経済計画に主体的に参加できることを意味することではなく、自分がどこでどんな職業に就くかは基本的に国家の決定、配分により決められ、ほとんどの場合、一生変わることがないのである。そして、企業に関わる国家計画や企業の運営に関しては、国家機関の意思決定者及び企業に派遣された企業責任者等、極少数の者だけが決定権を持ち、より多くの人は実質的にはそんな権利が付与されていないのである。

これに比べて「農業糧戸籍」(牧業、漁業も含まれる)というのは、当該戸籍に属する人々は自ら農業を営み、そこから得た食糧等の生活用品で生活を賄う戸籍である。このような戸籍に属する人々は、農村人口の枠内に入り、「商品糧戸籍」に属する人々とは異なった形で経済と結びつくが、経済生活そのものはやはり国家権力の統制下に置かれるのである。彼らはまず自分の生活の本拠地を農村にしなければならず、所属する農村、土地を離れて勝手に都市での生活は国から認められないわけである。「人民公社」⁽⁵⁾制度は農村における基本制度であったが、このような制度での農民は、国家権力の末端組織である人民公社により、仕事の量、種類、ひいてはやり方までが指導され、その

通りにしなければならなかったのである。労働を通じて収穫した食糧などの一部は、義務として国に売り、残りの一部を労働報酬として農民個人に売るが、その割合は人民公社から決められるのである。

「政治社会」での市民個人は完全に国家化、政治化されて、すべてが国家統制の傘下に納まって、国家権力と異なる社会領域、社会的力としての市民社会は存在する余地がなかったのが特徴であろう。一九七九年までの市民個人すべてが、新中国建国までの経済状況を主な根拠として分類されたのである。それがいわゆる「階級成分」であって、都市の市民は買弁資本家、民族資本家、个体手工業者、商業者、労働者のいずれかに属され、農村では地主、富農、上中農、中農、下中農、貧農、雇農のいずれかに属されたのである。このような分類は一見したところでは、純粹な経済状況によって分類されたように見えるが、実際には、新政権に対する政治態度なども決定的な意味を持ったのである。新政権はまさにこのような「階級成分」をもって、それぞれの個人に異なった権利、地位、待遇を与えたのである。⁽⁴⁶⁾

家庭や宗教組織などは、本来なら純市民社会的性質のものであるが、「政治社会」においては、このような組織も市民社会的性格を完全に失い、国家的、政治的組織の性格を強く持ったのである。その極端な例が「文化大革命」の中で見られたのであるが、当時、家族ぐるみで毛澤東の語録を勉強したり、党への忠誠を誓ったり、家族同士が不忠誠な行為を互いに告発するのを勧めたのがこれである。これらはまさに家庭という純市民社会的組織が国家化、政治化した典型である。⁽⁴⁷⁾市民個人の親族訪問、旅行など、国家的活動でもなく、経済的活動でもない純粹な市民社会的活動も、「政治社会」においては国家化、政治化され、国家の厳しい統制下に置かれたのである。例えば、旅行に出かけたり、ホテルに泊まるうとした場合には、必ず国家権力の末端組織の紹介状か証明書が必要だったり、夫婦でさえ一室に泊まるには結婚証明書が欠かせなかったのは、統制の厳しさを物語る証左であろう。

かかる社会システムの中では、高度な犯罪統制を可能にする要因が十分に内在していたのである。前にも触れたように中国社会は「単位社会」で、「単位」とは当該人の勤め先、通う学校（仕事や学校のないもの、未成年者等の場合）、居住地の居民委員会などの組織体を指し、これらの組織体は、勤めの場所・勉強、研究の場所・居住地としての意義より、むしろ、国家権力の末端組織という意義が大きいのである。これは、個々の市民に対する国家権力の経済的、政治的、イデオロギー的、社会的諸統制がまさにこの「単位」を通じて具体的に実現されるからである。中国人は誰もが、生まれてから死ぬまで「単位」と深く関わり、「単位」無しには生きられないと言っても過言ではないのである。個人の行動空間、時間のすべてが所属する「単位」に限定、固定され、個人に関する事柄のほとんどが「単位」の介入で遂行されるから、「単位」が持つかかる機能、意義からもわかるように、「政治社会」での高度な犯罪統制を十分可能にする要因は、この「単位」自体に内在しているとも言えるであろう。

「政治社会」においては、犯罪に対しての統制は最大限にまで実現されたのである。まず指摘すべきなのは客観的無力化で、市民個人がすべての行動空間を「単位」に限定されたことと、行動時間も「単位」で過ごすことである。このように「単位」という相互牽制集団のなかに身を固定せざるを得ないから、犯罪を犯す可能性が物理的に抑えられたであろう。そこに主観的無力化が加わる。そこでは予測不可能、法的手続きが排除された、恐ろしい要素を持った「階級闘争論」を内容とした政治教育、政治学習が「単位」の主催、組織で毎週（文化大革命の一時ではほとんど毎日）行なわれ、政治闘争キャンペーンも繰り返されたのである。このような社会環境に強いられた市民個人は、自分もいつか「階級の敵」にされるのではないか、という危機感、緊張感がいつも存在するから、市民個人が罪を犯さうとする主観的意志が、効果的に阻止されることとなったであろう。

「政治社会」における犯罪統制は、国民に遵法意識を普及、内面化させて、犯罪を犯す可能性、チャンスがあつて

もそうはしないという自覚を持たすこと〔内面的無動機化〕を通じてではなく、むしろ、犯罪を犯す「自由」、チャンスを市民から剥奪し、犯罪を犯したくとも犯せないという状態に国民を物理的、外在的に抑え込むこと〔外在的無力化〕を通じて実現されたのであろう。^④ ゆえに、そこでの犯罪統制が最大限にまで実現されたとはいっても、そこには普遍的、自覚的な遵法意識が働いたとは言えないであろう。

なお、そこに付け加えなければならぬことは、犯罪統制が最大限にまで実現できたのは、社会的に流動の自由が制限され、活気を失った社会と自由がほとんど剥奪された国民個人をその前提にしたという事実である。それに、犯罪は最大限にまで抑えられたことの代わりに、本来は犯罪でもない数多くの「政治冤罪」が作り出されたのも、その必然的代価といえるのではなからうか。

五、「管制」制度の問題点

上述したように、「政治社会」における犯罪統制が、最大限にまでできたのは可能且つ事実である。すべての犯罪統制でさえ可能であったそのような社会システムでの「管制」への適用は、効率的であったのも否定できないことであらう。

しかし「改革開放」政策の導入に伴って、「政治社会」の構造が実質的に変化しつつあるのが現状である。それは「改革開放」政策の制定者が自ら意識するか否かは別にして、結果的に見れば一目瞭然なことである。「改革開放」政策の実施に伴い、経済に対する国家権力の介入、統制の度合いが緩和され、国家権力から離れた自由主義経済体制が現れたのである。

私営企業、中外合弁、合資、合作企業、外資企業等の非国有企業が一九七九年から認められ、国から多くの優遇政

策が与えられている。現段階での私的所有体は、国家所有制のそれに匹敵するほどまでには至ってはいないが、すでに中国経済の中で軽視しえない一席を占めている。

「改革開放」により、一部の市民は独立した経済主体となり、国家権力の過剰な干渉を受けずに主体的に経済活動を行なえるようになったのである。また、殆どの市民個人も経済との関係においては、国家権力の完全な統制から解放され、相対的に自由な結びつきを持つようになったのである。すなわち、「政治社会」のように厳しく制限されていないのである。

「改革開放」政策の実施に伴って、市民社会に対する国家権力の統制が大幅に後退して、市民社会が国家権力とは別個の権力を持ち、別個の社会領域、社会的力として形成されつつある。「改革開放」の実施以来、「階級成分」という分類そのものは完全廃止されてはいないが、そのような分類に基づいた権利、義務の区別はなくなったに等しく、分類自体に対する国家及び市民個人の関心はなくなったと言える状況である。数年前から、「ブルジョア自由化」という新しい政治的範疇が設けられたが、それはインテリなど少数に対する矛先で、全社会的には殆ど意味を持っていないということである。

「改革開放」実施以来、家庭や宗教団体等市民社会的組織は段々国家的、政治的色彩を失い、本来の性格、機能を取り戻しつつある。中国では、宗教団体は従来その存在自体が許されなかったのである。たとえ、許されても国家権力の厳しい統制下におかれたが、今はその存在が法的に認められ、相当程度にまで自由になったのである。

「改革開放」実施以来、市民社会生活の多くは従来とは変わって、国家権力の統制を受けずに政治的な考慮なしに行動できるようになったのである。その最もよい例が、従来は、海外への旅行や外国人とのつきあいが、政治的意義を帯びたものとして国家権力の独占事項とされていたが、今は一般人も自由にできるようになったことである。今で

も、国家権力の一般市民に対する政治的、イデオロギー的教育、宣伝は依然として行なわれてはいるが、その内容は政治的性格を極めた従来のようなものではなく、温和的になっていのである。それに、一般市民の間での従来見られた政治への熱狂は、もう見られなくなり、そのかわりに、政治離れ、政治への無関心が普遍化したのである。

「改革開放」実施以来の中国社会は、「政治社会」から完全に脱皮したとは言えないが、脱皮、変化の真つ最中だと位置づけられるであろう。「政治社会」における異常とも言えるほどの状態が変えられ、国家権力は依然として社会の中心的存在に留まってはいるが、昔とは異なった原理をもった別の社会領域、社会的力としての経済、市民社会がすでに形成され、国家権力に対して徐々に影響力を発揮するようになりつつあるのがいまの中国の実情である。⁽⁵¹⁾

「政治社会」と現段階の中国社会との間に存在する最も大きな違いは、「階級闘争」を社会の基本原理にするか、それとも、経済発展を基本原理にするかであろう。これをめぐっての論争は、「改革開放」政策導入の最初から中国の指導者内部においての争点であり、今でも続いていることであるが、かかる表面的論争とは裏腹に、実際においては、経済の発展が「階級闘争」に代わっての国家権力を含んだ中国社会全体の基本原理として確実に定着したと言えることであろう。国家権力の地位の後退、「階級闘争」という基本原理の撤廃により、「政治社会」の縦的、統制的社会構成、社会秩序が乱れ、「階級闘争」に支えられてきた社会的ピラミッドが基盤から崩れたと言っても過言ではないことであろう。その代わりに、横的、分散化された新しい社会関係が現れ、経済利害原理に基づいた新たな社会構成、社会秩序が形成しつつあるのである。かかる新しい社会情勢においては、社会自体が流動的で、活気に満ちあふれ、市民個人もある程度の自由を享受しうる人間へと変わっていくことであろう。

「政治社会」における犯罪統制は、社会自体が国家権力を中心に、「階級闘争」論を基本原理とした高度統制化された社会であることを前提としてきたが、今現在の社会は、「改革開放」の実施に伴ってすでに大きく崩壊、変化し

ており、特に、国家権力による経済的、政治的、イデオロギー的、社会的統制を個々の市民にまで具体化するという機能を果たしてきた「単位」は、今では、そのような機能を大きく喪失して、市民生活との関わりがかなり希薄なものになっているのが特徴である。⁵³ ゆえに、従来の犯罪統制はすでにその存在の大前提を失っており、現在中国に従来の犯罪統制機能を期待するのはもはや不可能であり、新しい社会情勢に適用しうる新たな犯罪統制の手段の確立が必要であろう。

高度な犯罪統制が可能であった「政治社会」での「管制」制度は、効率的であったことは前でも述べたが、社会情勢が大きく変わって来た今でも通用しうるかは甚だ問題であろう。

「管制」が主刑の一種として刑法典に規定されたのは中国の独創であるが、中国刑法の幾度びかの草案作成過程においては、「管制」を制度の一種として刑法に規定するか否かは主な争点の一つであったのである。「管制」制度を廃止すべきだと主張する論拠は…イ、現在の情況は昔と違って、歴史反革命分子への処罰はすでに済んでおり、現行反革命分子は監禁すべきであって、「管制」に適用しうる対象が少なくなつたこと…ロ、司法実践の中で地方により「管制」への濫用があつて、「管制」への適用対象がますます増えており、一度「管制」されると何年、ひいては無期限になる場合もある…ハ、性質異なる矛盾関係を混同しやすい、つまり、昔の主な「管制」適用対象は敵対性質の犯罪者で、「管制」されると同時に政治権利の剥奪が伴つたが、今の規定通り軽い犯罪に適用されると、人民内部性質の犯罪と敵対性質の犯罪とが区別しにくい。これと対立する「管制」を制度として刑法典に規定すべきだと主張する理由は…イ、「管制」制度は中国刑法の独創で、罪の程度が監禁にまで至っていない者に対して「管制」を適用すると、できる限り少なく拘禁しうるし、人民大衆の監督威力も發揮することができるばかりでなく、「管制」に処せられた犯罪者の家庭生活にも影響が少ないから、犯罪者への改造、社会復帰、社会的安定に有利であること…ロ、「管制」

は情状が割合軽い犯罪への適用に不可欠な刑種で、情状が重くない犯罪者に対しては適当な刑罰を与えながら、自由を完全に剥奪する必要もないから、拘役より軽い刑種としての「管制」がこの役割を果たすに適當である。ハ、「管制」制度は犯罪者を改造させて社会復帰する有効な方法の一つで、今までの実践効果から見れば、「管制」に処せられた犯罪者の絶対多数が適当な刑罰と教育を通じて改造され、社会復帰して再び犯罪に踏み切らなかつたこと、これらの司法実践が最も有力な証明であることを根拠として刑法典での規定を強く主張したのである。

「管制」制度が中国刑罰体系において主刑の一種として規定されたのは、中国の独創であり、中国の刑罰思想及び目的と合致するばかりでなく、社会責任主義、団体主義とも観念的に符合するから、良い刑種だと位置づけでも過言ではないであろう。しかし、中国の現行刑法での適用範囲は極めて狭く、適用率は刑罰全体の一九％しかないのみならず、この限りある立法適用範囲から司法実践に移されるのは、さらにごくわずかに過ぎず、現段階での適用は極めてわずかである。⁽⁵⁷⁾

前にも述べたように、それはまさに社会構造の変化こそが要因であろう。「管制」の執行機関である公安機関は「管制」刑は内容が虚況で、重要視せず、執行しようともしない、それに社会変容に伴っての犯罪激増への対応に精一杯で、充分な人員、精力の保障がないことも一因であろう。監督改造義務の主役である大衆組織も、「政治社会」での社会政治への情熱が急変する新しい情勢への適応に取られて、社会政治には無関心になったのも見逃せない原因の一つであり、そのような精力がないと言っても納得しうることであろう。言い換えれば、「政治社会」とは質的に変わりつつある改革開放下の新しい情勢では、「管制」刑の執行が難しくなったと言わざるを得ないのである。

司法機関は、「管制」刑は刑罰の感受性が乏しく、内容も充実でない、それに威嚇力が少ないから懲罰の効力が弱い、犯罪抑制には効果的ではないことを理由に適用しようとしないのでが普遍的で、これは法的観念、意識が立ち遅れ

ている段階の中国では理解しうることであろう。「管制」刑は形式上では教育刑ではあるが、執行実践の中の教育機能が最も弱いと言えるのは、「管制」対象に対しての実効的な教育が専門員によって行なわれていないこと、法律にも明文の規定がないことなどによるのであろう。上述したような原因によって、司法実践の中の「管制」への適用は極めて少ないのが現実で、このままでは「管制」という刑種が本来持つべき刑罰の機能を失ってしまう恐れがないとは言えないであろう。

六、結びにかえて

刑罰が一定の刑事政策を根拠として創られ、適用されるのは東西を問わず常識的なことである。中国では長期に亘る革命闘争及び犯罪との戦いの中で、専門司法機関と人民大衆とが結合し、懲罰と寛大が結びつき、自白した者は寛大に処置し、あくまで反抗するものは嚴重に処罰する方針が貫かれ、言わば懲罰と教育が結合する刑事政策が主流だったのである。「管制」——この中国独創の刑罰方法は、かかる刑事方針、刑事政策に基づいて制定されたのであるが、専門司法機関と人民大衆との結合こそが「管制」制度制定の主根拠だったのである。

「管制」制度が刑罰の手段として適用されることには、豊富な刑事政策的発想が含まれていたと位置づけても過言ではないであろう。現段階での世界中の刑罰改革の流れは軽罰化の方向に進んでいるのが特徴で、先進国での死刑廃止、開放処遇、外部通勤、帰休制度への動き等がその証明であろう。犯罪者に刑罰を適用する際刑罰自身が目的ではなくて、刑罰が社会性教育と結びつく方法をもって、犯罪の予防、犯罪の減少及び短期自由型がもたらす弊害を克服するのが賢明な方法であろう。かかる刑事思想に比較して見ると、中国での「管制」制度もこれらとなんらかの点で類似性があると言えなくもないであろう。社会制度、イデオロギーの差はあっても、犯罪者の改造教育、社会復帰が

目的であるのは否定しえない理念だからである。

「管制」制度への適用は犯罪者がまず社会、家庭から離れることがなく、生活の保障もあることにより、心理的に安心感があるだけでなく、社会的教育及び刑罰の寛大さに感謝感から自ら積極的に教育改造して、一日も早く社会復帰しようとするようになるであろう。⁵⁹⁾ それに正常な社会環境での改造教育が、彼らをほかの犯罪者、特に常習犯、累犯等からの悪影響及び刑務所での交差感染から免れられるから、彼らの改造教育にもプラスになる面が大きいであろう。

現段階の中国刑法での「管制」への適用率は割合少なく、刑罰全体の一〇％しかないのは極めて残念なことであり、実際の運用となると尚更少ないのが現状である。立法面において「管制」が制限されることは、刑罰理論及び刑事政策とはつりあいがとれていないと言わざるをえないのであり、犯罪の予防、犯罪の減少面からいわせれば、たくさん良い機会を見逃したと言っても過言ではないであろう。⁶⁰⁾

「政治社会」においての「管制」制度への適用は効果的であったとはすでに言及したが、変わりつつある新しい情勢での適用には、確かに困難が多いことは否定できない現実であるが、これが理由で「管制」への適用を避けることは賢明な方法ではなく、キメ細かい法整備による効率的な執行可能への改正こそ急務であろう。

〔注〕

- (1) 法律学講座双書 新版 刑法 藤木英雄著 弘文堂 五頁
- (2) 法学概論 第二版 善家幸敏著 成文堂 二六二頁
- (3) 前掲注(1)九頁

(4) 刑事政策講座 第二卷 刑罰 宮沢浩一等編 成文堂 一五九頁

(5) 前掲注(4)一六〇頁

(6) 増補 現代中国法令集 宮坂宏編訳 専修大学出版局 一九九五年 一三六頁

政治的権利の剥奪とは、「選挙権被選挙権及び中国憲法第四五条に規定する各種の権利・国家机关の職務を担当する権利・企業・事業単位と人民団体の指導的職務を担当する権利を剥奪すること」で、期限は中国刑法第五三条の規定を除く外、一年以上五年以下とする。

管制に付加して政治的権利の剥奪の判決を下されたものは、政治的権利の剥奪の期限は管制の期限と等しく、同時に執行する。

反革命分子に対しては政治的権利の剥奪を付加するべきである。重大な社会秩序を破壊する犯罪分子に対しては、必要なときは、また政治的権利の剥奪を付加することができる。

死刑・無期懲役の判決を下された犯罪分子に対しては、政治的権利を終身剥奪されるべきである。

死刑執行猶予を減じて有期懲役としあるいは無期懲役を減じて有期懲役とした時は、政治的権利の剥奪を付加する期限を改めて三年以上十年以下とするべきである。

政治的権利の剥奪を付加する刑期は、懲役・拘役の執行が終わった日あるいは仮釈放の日から計算する。政治的権利の剥奪の効力は当然に主刑執行機関に実施される。」

(7) 現代中国刑事法論 徐益初 井戸田侃編著 法律出版社 一九九二年 七七頁

(8) 現代中国法概論 王叔龍 韓延龍 畑中和夫編著 法律出版社 一九九四年 七頁

(9) 前掲注(7)一頁

(10) 中国革命法制史 (一九二二——一九四九) 上冊 張希坡 韓延龍主編 中国社会科学出版社 一九八七年 三五〇頁

(11) 前掲注(7)二頁

(12) 前掲注(7)二頁

(13) 減刑とは、管制・拘役・有期懲役または無期懲役の判決を受けた犯罪者に対して、刑罰の執行期間に、改悛の情が確かにあるか、あるいは功績が認められた場合、原判決の刑罰に軽減を与えるの制度である。

減刑の適用には、二つの要件に合致しなければならぬ。①減刑される犯罪者が、改悛の情あるいは功績が顕著でなければならぬ。②減刑が一定の範囲内で必要であること。管制・拘役または有期懲役の判決を受けた犯罪者が、一度あるいは数度の減刑を経ても実際に執行される刑期は原判決の刑期の二分の一より少なくはできない。無期懲役の判決を受けたものは、一年より少なくはできない。

(14) 前掲注(10)三三三頁

(15) 前掲注(10)三三四頁

(16) 前掲注(10)三三五頁

(17) 拙稿「中国の死刑執行猶予制度について」中京大学大学院法学研究論集第一六号七六—七七頁

(18) 刑法理論探索 馬克昌著 中国法律出版社 一九九五年二五〇頁

(19) 中華人民共和國成立する前に、革命の鎮庄あるいは革命を破壊したものを歴史反革命分子と名付けたのであって、例えば、特務、スパイ組織を組織したり、加入した者、一九四六年以後の反動党派のメンバー等が含まれるのであるが、これは現行反革命分子と相對しての呼び方であったが、一九七九年からは殆ど使われていないのが実情である。

(20) 前掲注(18)一五二頁

(21) 無頼罪とは、多衆を集めて殴り合い、難辯を付けて喧嘩を仕掛け騒動を起こし、女性を侮辱しあるいはその他の無頼活動を行ない、公共秩序を破壊する罪である。

(22) 前掲注(6)一三四—一三五頁

(23) 中国での国家公職とは、官庁、学校、病院及び国营企業に勤めるホワイトカラーを指すのであって、国から給料をもらい、一度職についてから一生くびになることは殆どないのが特徴である。

(24) 前掲注(18)一五三頁

(25) 前掲注(18)一五三頁

(26) 中国の行政区画は、省、直轄市、市、地区、県、郷、村で、郷と村は、一九七九年前までは、人民公社と生産隊になっていたのである。

(27) 「中南区管制改造地主暫定条例」一九五二年八月、中南軍政委員会より公布されたのである。

- (28) 前掲注(18)一五三頁
- (29) 文化大革命とは、一九六六年から始まった権力闘争で、一九七六年の毛澤東の逝去にともなって幕を閉じたのであるが、「大災難」だと最終的には評価されたのである。
- (30) 前掲注(18)一五四頁
- (31) 拙稿「中国の死刑執行猶予制度について」注(9)参照
- (32) 中国の刑法制定作業は一九五二年から始まったのであるが、政治運動の頻繁のため、一九八〇年公布されるまでに三六回も草案が改正されてやっと施行されることになったのである。
- (33) 中国での人民という概念は、中国の国籍を持つものは公民であるが、公民の中から地主、富農、反革命、悪分子等を除いた者だけが人民の範疇に入るのであって、人民内部の矛盾と敵対矛盾というのはこのことを指したが、改革開放政策が導入されてからはなくなったに等しいのが現実である。
- (34) 中国の人民法院制度は、最高人民法院を頂点として、各省・直轄市の高級人民法院・地区・市の中級人民法院・県の基層人民法院の構造でなっており、二審终审制で、普通の犯罪は基層人民法院が第一審になり、外国人及び地方で割合影響力が大きい犯罪は中級人民法院が第一審になるのである。全国的に影響が大きい犯罪は、高級人民法院が第一審になることもありえ、最高人民法院は、各人民法院への法律解釈、批復、通知等を通じて指導するのが主な任務である。このほかに、軍事法院、専門法院もあるのである。
- (35) 前掲注(18)一五五頁
- (36) 前掲注(18)一五五頁
- (37) 前掲注(18)一五五頁
- (38) 中国での行政機関、企業、学校等には保衛科(処)があつて、公安と連携して所在単位の安全、防火、治安等を維持することになっている。
- (39) 中国はもともと計画経済が国の基本方策であつたが、一九七八年より、計画経済を主流としながら、一部の市場経済も認められたのであり、同時に外国との合弁企業なども認められ、経済の活性化を求め始めたのが改革開放である。
- (40) 中国での「単位」とは勤め先のこと、仕事以外に日常の生活とも深く関わっていて、住まい、医療保健、定年後の年金等

もみなこの「単位」からもうことになっていくから、個々人にとつての「単位」とは国以上にも重要である。

(41) 一橋論叢第一〇九巻第一号 平成五年一月号二六八頁 王雲海「中国における犯罪激増原因の社会学的分析」、ここで著者は「政治中国社会」を論じたのである。

(42) 前掲注(41)二七頁

(43) 商品種戸籍及び農業種戸籍を、都市戸籍と農村戸籍ともいうが、都市戸籍から農村戸籍にかえるのは簡単であるが、農村戸籍から都市戸籍にかえるには極めて難しく、基本特権の一種だとも言われたが、改革開放以来はかかる特権への制限がだんだん其の意味を失いつつあるのである。

(44) 前掲注(41)二八頁

(45) 一九七九年までの行政区画の一つで、今の郷の前身である。一九五七年の大躍進の産物で、毛澤東の「人民公社はすばらしい」という言葉で二〇年以上も続いたのである。

(46) 前掲注(41)二九頁

(47) 前掲注(41)三〇頁

(48) 前掲注(40)参照

(49) 前掲注(41)三三頁

(50) ブルジョア自由化とは、より多くの面において西側に学ぶことで、伝統的な共産主義思想とは相容れない思想でもある。

(51) 前掲注(41)三六頁

(52) 前掲注(41)三七頁

(53) 前掲注(41)三七頁

(54) 前掲注(32)参照

(55) 前掲注(18)一五二頁

(56) 改革開放と刑法の発展 楊敦先、曹子丹主編 中国檢察出版社 一九九三年一九一頁

(57) ある省のアンケート調査では一千分の二に過ぎないとも言われるが、これが普遍的だとは言えないが、ある程度参考になることであろう。

- (58) 全国修士論文精選（一九八一—一九八八）中国人民公安大学出版社 一九八九年四四〇頁
- (59) 前掲注(58)四四〇頁
- (60) 前掲注(58)四四一頁